
平成 2 1 年 第6回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

上富良野町議会

目 次

第1号（11月30日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告	2
○開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 議案第1号	2
○日程第 4 議案第2号	4
○日程第 5 議案第3号	5
○閉 会 宣 告	5

平成 2 1 年 第 6 回 臨時会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 11月30日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第 4 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
第 5 議案第3号 東1線排水路整備工事（H21国債）請負契約締結の件
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 岡本康裕君 | 2番 | 村上和子君 |
| 3番 | 岩田浩志君 | 4番 | 谷忠君 |
| 5番 | 米沢義英君 | 6番 | 今村辰義君 |
| 7番 | 一色美秀君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |
-

○欠席議員（0名）

○退参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 教育長 | 北川雅一君 | 会計管理者 | 新井久己君 |
| 総務課長 | 服部久和君 | 建設水道課長 | 北向一博君 |
| 技術審査担当課長 | 松本隆二君 | | |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 中田繁利君 | 主査 | 深山悟君 |
| 主査 | 遊佐早苗君 | | |

午前9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。これより平成21年第6回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。
事務局長。

○事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。今臨時会は、11月27日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今臨時会の会期、日程等その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号から第3号までの3件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 一色美秀君

8番 岩崎治男君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第3 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(服部久和君) ただいま上程いただきました議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

今年の8月に人事院が国家公務員の給与につきまして行いました勧告内容等に基づき、本町の職員給与についても労使間において協議して参りましたが、おおむね国家公務員の給与の本年度の改定内容に沿って改定することと本年の改定が大幅な引下げであることから平成19年度に見送った勧告分を実施することで合意いたしましたので本条例を提案するものであります。

本年度の人事院の給与改定勧告内容につきましては、1点目として官民給与の較差を解消するため俸給表の初任給を中心とした若年層及び医療職一を除き引き下げ改定が行われるところでございます。

2点目として自宅に係る住宅手当を財形持家個人融資の利用者が大幅に減少していることから廃止が行われるところでございます。

3点目として期末勤勉手当について民間の支給割合に見合うよう引き下げ改定が行われるものであります。

4点目として本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分は、俸給月額引下げ改定のあったものに限り12月の期末手当で減額調整が行われるものであります。

5点目として時間外勤務手当の支給割合を労働基準法の改正を踏まえ月60時間を越える超過勤務に係る支給割合を引き上げるとともに時間外代休時間を指定することができる制度が新設されたところです。

このたびの改定の実施時期は、時間外勤務手当の支給割合引き上げ関連に関する規定を除き、本年12月とされたところでございます。

また、行財政改革関係で見送っておりました平成19年度人事院勧告の内容につきましては、1点目としては、行政職給料表の1級、2級、3級の一部を引き上げ改定することと看護職給料表の1級から3級、4級の一部の

引き上げ改定であります。

2点目としては、子等に係る扶養手当を月額5000円引き上げ改定するものです。

このようなことから本町職員の給与につきましても、ただいま申しあげました本年度と平成19年度の人事院の勧告内容に準じて給与条例を改正するものですが、住宅所有に係る住居手当につきましては、組合との協議の結果、激変緩和措置として経過措置を設けることで合意に達しておりまして、この経過措置が町独自のものとなっております

また、この改正による影響額は総体で約2,000万円の減となるところでございます。それでは、本議案について以下条文ごとに要約しまして御説明してまいります。

まず改正条例の第1条では、職員の給与に関し本年12月から適用させるための配偶者以外の扶養手当の額、住宅手当、12月分期末手当、勤勉手当の支給率及び新給料表についての条文の改正を行っております。

1点目は扶養手当であります。配偶者以外に対する額を現行の6,000円から5000円引き上げて6,500円に改めます。

2点目は、住宅手当のうち持家手当を廃止するために関係条文を削除するものです。

3点目は、本年12月に支給する期末手当の支給率について現行の100分の160を100分の10引き下げまして100分の150とし、再任用職員に係わる支給率についても12月分を現行の100分の85を100分の5引き下げて100分の80とするものです。

4点目は、勤勉手当の支給率について現行の100分の75を100分の5引き下げまして100分の70とし、再任用職員に係わる支給率についても12月分を現行の100分の40を100分の5引き下げて100分の35とするものです。

5点目は、別表第1で定めています行政職給料表及び別表第2で定めています看護職給料表につきまして、国の給料表の内容に沿って改定を行っているところでございます。

次は第2条でございますが、平成22年4月1日施行に係る月60時間を越える超過勤務に係る支給割合の引き上げ関連、6月分期末手当の支給率、再任用職員の勤勉手当支給率についての条文の改正を行っております。

1点目は、月60時間を越える勤務をした全時間に対するの割増率を100分の150に、深夜勤務については、100分の175にするとともに関連する条文を追加するものです。

加するものです。

2点目は、6月に支給する期末手当の支給率を100分の140を100分の15引き下げまして100分の125とし、再任用職員に係わる支給率についても6月分を現行の100分の75を100分の10引き下げて100分の65とし、12月分を現行100分の80を100分の5引き上げて100分の85とするものです。

3点目は、再任用職員の勤勉手当の6月、12月の支給率を同じにしたことから文言の整理をするものです。

次に第3条でございますが給与に関する条例改正のうち月60時間を越える超過勤務に係る支給割合の引き上げに関連し、職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、時間外勤務手当の一部の支給に変わる措置として時間外代休時間を指定できることなどの条文を追加するものです。

次に第4条でございますが、平成18年4月に実施しております給与構造改革時における減給補償対象者の補償額に対して調整率を乗じて額の引下げ調整を行うための条文を追加するものです。

次に附則について申し上げます。

まず第1項につきましては、本年12月から適用するものと平成22年度から適用するものがあるため、施行期日を分けて定めるものでございます。

附則第2項につきましては、減額改定対象者に対して本年の12月期末手当から給料、管理職手当、扶養手当、及び住宅手当の月額合計額に調整率を乗じ、4月から11月の月数8か月を乗じて得た額と6月に支給された期末勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を減額することを規定し、あわせて減額改定対象者以外の号給を表により規定するものです。

附則第3項につきましては、住宅所有に係る住居手当に係る特例措置について平成21年度は7,000円、平成22年度は5,000円と規定するものです。

附則第4項は、規則への委任規定でございます。以上で議案第1号の説明といたします。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって

本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第2号特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第2号特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

昨年9月のリーマンショックによる世界的な金融危機から1年が経過し厳しい経済状況を踏まえて、国ではこれまでに積極的な財政出動による景気対策が実施されてきています。

しかしながら、景気は持ち直してきていますが、自立性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

本町における来年度の財政見込みは、厳しい経済状況を受けて、町税の減収をはじめ地方交付税においても事項要求を除いた概算要求試算額は、前年比0.3%の減という状況にあり、またガソリン税の暫定税率の廃止なども見込まれ、不安定な状況で推移することが避けられない見通しであります。

これまでの行財政改革の成果から、歳入に見合った歳出構造が確立しつつあるものの、厳しい経済・雇用情勢であることに加え、国における一般職員の給与に対する人事院の勧告や北海道人事委員会の勧告内容も考慮し、常勤特別職の給料について特別措置を講じるために改正をするものです。

内容につきましては、2つの条例の附則において常勤特別職の町長、副町長、教育長の給料月額を平成21年12月1日から平成23年1月30日の2年間減額するもので町長は、現行75万円を3万円減の72万円に副町長は、現行62万円を2万円減の60万円に、教育長は、現行56万5,000円を1万円減の55万5,000円に改正し、当該期間に離職したときは、改正前の額を適用することを規定するものです。

共済費を含めた合計影響額は、年間約110万円になります。また、平成21年4月1日現在における管内18町村の月額給料と月収換算（年間給料と年間期末手当の合計を12月除したもの）の順位につきましては、町

長が月額給料では、2位が7位に、月収換算では、9位が11位に、副町長が月額給料では、2位が3位に、月収換算では、10位が12位に教育長が、月額給料では、1位が6位に、月収換算では、10位が11位になるということです。

以下、議案を朗読し、改正内容について説明させていただきます。

議案第2号特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3、町長等の給料月額は、平成21年12月1日から平成23年11月30日までの間に限り、第2条第2項に規定する別表第1にかかわらず、同表中「75万円」とあるのは「72万円」と、「62万円」とあるのは、「60万円」とする。ただし、当該期間において離職する場合は、当該離職の日における給料月額は、読み替える前の額とする。

（上富良野町教育委員会委員長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年上富良野町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4、教育長の給料月額は、平成21年12月1日から平成23年11月30日までの間に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項中「56万5,000円」とあるのは「55万5,000円」とする。ただし、当該期間において離職する場合は、当該離職の日における給料月額は、読み替える前の額とする。

附則、この条例は、平成21年12月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第3号東1線排水路整備工事（H21国債）請負契約締結の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第3号東1線排水路整備工事（H21国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、防衛省所管の上富良野駐屯地周辺 障害防止対策事業として、平成18年度から平成22年度までを全体計画として実施しているもので、今般契約分の工事概要といたしましては、町道北20号沿いの、排水路延長348.5メートルに、柵渠工、ボックスカルバート工、逆サイホン工及び国道沿い排水路部分への終点摺り付け工を施工するものです。

次に、本工事請負につきましては、5社を指名いたしまして、本年11月24日に入札を行った結果、株式会社アラタ工業が6,250万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の6,562万5,000円となっています。参考までに、落札率につきましては93.13%で、2番札は高橋建設株式会社の消費税抜き6,340万円でした。

以下、議案を朗読いたします。

議案第3号東1線排水路整備工事（H21国債）請負契約締結の件。

東1線排水路整備工事（H21国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、契約の目的、東1線排水路整備工事（H21国債）。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、6,562万5,000円。4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役、荒田政一。5、工期、契約の日から平成23年1月29日。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君） これにて、平成21年第6回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時24分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 一 色 美 秀

署 名 議 員 岩 崎 治 男